

**DX/GX 両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業
研究セキュリティに関する質問票**

「DX/GX 両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業」は、特定研究開発プログラムに指定されており、本事業の採択には本質問票に回答いただくことが必須となっています。代表機関は、応募に当たって、分担機関を含め、本質問票の内容について確認の上、回答を記入した質問票及び関連情報が記載された資料を e-Rad を通じて期限までに提出してください。

提案者情報

研究代表者の氏名：

所属機関・部署・役職：

提案課題名：

質問票1. 貴機関（代表機関）について

(1) 貴機関（代表機関）が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関の場合は、以下に掲げる事項に関する情報を提出してください。

- ① 財務状況、（貴機関が企業である場合は）資本構成
- ② リスト¹への記載の有無

<input type="checkbox"/> 提出は不要である <input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出が必要であるが提出していない
--

2. 共同研究機関²について

(1) 共同研究機関が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関の場合は、以下に掲げる事項に関する情報を提出してください。

- ① 財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ② リストへの掲載の有無

<input type="checkbox"/> 提出は不要である <input type="checkbox"/> 提出した <input type="checkbox"/> 提出が必要であるが提出していない
--

¹ 経済産業省の外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

² 代表機関と共同して研究開発を行う研究機関及び代表機関から研究開発の一部の委託を受けた研究機関

3. リスク確認及びリスク評価について

(1) 提案している研究の体制（以下「研究体制」という。）に含まれているすべてのメンバー（PI、Co-PI³及び研究参画者⁴）について、以下の①から⑫までに掲げる事項に関する情報を確認し、デュー・ディリジェンスを実施しましたか？（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去3年分の確認が必要です。）

- ① 学歴（高等学校以降のもの）
- ② 研究経歴・職歴
- ③ 研究費の取得歴
- ④ 研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄付金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
- ⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む）
- ⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧ 指針⁵に基づく処分歴
- ⑨ リストへの掲載の有無
- ⑩ リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪ リスト掲載期間に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・好評及び学会等における連盟の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

実施した 実施していない

実施したが一部の情報は取得できなかった

※取得できなかった情報（①～⑫）を下欄に記載してください。

（
）

³ 共同研究機関における研究代表者

⁴ PI、Co-PI 以外に参画する研究者（学生を含む）

⁵ 競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

- (2) 上記(1)に掲げる事項を確認し、デュー・ディリジェンスを実施した結果、リスク軽減措置を実施すべきと考える者はいますか？

はい いいえ

- (3) 今後、新たに Co-PI 及び研究参画者を追加したい場合は、上記(1)と同様にデュー・ディリジェンスを実施の上、事前に文部科学省に相談してください。その場合は、文部科学省は、リスク軽減措置を実施するよう要請することがあります。

記載内容に従います

- (4) 研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ① 協力の内容
- ② 研究データ等へのアクセス
- ③ 発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④ 守秘義務の内容

はい いいえ

- (5) 共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

はい いいえ

4. リスク軽減措置について

- (1) 「3. リスク確認及びリスク評価について」の(2)に「はい」と回答した場合は、リスクに応じたリスク軽減措置を実施することが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減措置を実施しますか？

(複数回答可)

- 施設・設備へのアクセス権限の管理
- オフキャンパス等の研究場所の確保
- 取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- (研究参画者が学生の場合などにおいて) 雇用契約を締結することによるガバナンスの強化
- 研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上
- 研究データ等の情報へのアクセス権限の管理
- サイバー攻撃への対策の強化
- その他

- (2) 上記の回答について実行可能であることを確認しておく必要があります。

実行可能であることを確認しました

以上のすべての記載事項について、

- 研究体制における PI、Co-PI 及び研究参画者の同意を得ました。
- 研究代表機関及び共同研究機関の担当部署の確認を得ました。

(注) 研究を開始するためには、両方にチェックが入っていることが必要です。